



各 位

平成 27 年 5 月 25 日

会 社 名 アトムクス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小 林 和 幸  
(コード番号 4 6 2 5)  
問合せ先 管理統括部長 富士田 学  
電 話 0 3 - 3 9 6 9 - 0 4 7 1

## 「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定について

当社は、平成27年5月25日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に係る基本方針」を一部改定することを決議しましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせします。  
なお、改定箇所につきましては下線で示しています。

### 記

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役会議事録をはじめ取締役の職務の執行に係る情報について、関連する規程、マニュアルに従い、適切に保存管理する。
  - (2) 上記情報の保存及び管理について、取締役及び使用人に周知徹底する
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク管理の確保については役員で構成する RM 委員会と同委員会の指示のもと実務作業を行う RM プロジェクトが担当する。
  - (2) RM 委員会と RM プロジェクトが当社及び子会社が抱えるリスクを調査・抽出し、取締役会（取締役）、監査役会（監査役）、内部監査室、子会社を含む経営会議体、現業部門と連携してリスクマネジメントを行う。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会規則において取締役会での決議事項、報告事項を明記するとともに、各取締役は職務分掌、組織運営規程に基づき職務権限表の分配及び意思決定の適正化をはかり、効率的かつ適正な職務執行を行う。
  - (2) 各取締役は当社の経営方針の策定、重要事項の検討や決定、当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制の整備、運用等について、取締役に対して効率的に報告が行われる体制を構築するように取締役会に適宜提案する。
4. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) RM 委員会と RM プロジェクトを設置し、リスクマネジメントの観点からコンプライアンスに取り組む。

- (2) 取締役及び使用人に対し、役職・職務に応じてコンプライアンスに必要な研修を行い啓蒙する。
  - (3) 業務執行部門から独立した組織体として内部監査室、社長室を設置し、監査役と連携をはかり業務プロセスを監視し、不正の発見、防止と業務プロセスの改善に努める。
  - (4) 社長室は当社及び各子会社から適時業績及び職務執行に関する事項の報告を受け、適宜 RM 委員会又は取締役会に報告を行う。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 監査役は、当社と同様に子会社の取締役及び使用人に対して、必要に応じて報告を求めたり、内部監査室、社長室と連携して調査を行い、業務プロセスを監査する。
  - (2) 子会社管理規程に基づき子会社の管理を行うとともに、子会社についても当社の内部統制システムに組み込み、当社を含む企業集団での業務の適正化をはかる。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 取締役会は、監査役会が求めた場合は監査役会の求める職務の補助を行うことができる専門知識を有する使用人を速やかに監査役スタッフとして任命する。
  - (2) 取締役及び使用人は監査役スタッフの調査、監査等に対し、監査役に対するのと同等の協力を行う。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査スタッフは、取締役等の指揮命令系統には属さず、独立して監査役の職務の補助にあたる。
  - (2) 監査役スタッフの発令、異動、考課、懲戒にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する事項
- (1) 取締役及び使用人は内部統制に関する事項について監査役に対し定期的に、また重要事項が生じた場合はその都度報告するものとし、監査役は必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対しても報告を求めることができる。
  - (2) 取締役は(1)の報告義務について、使用人に周知する。
  - (3) 監査役への報告を行ったものに対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役は監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査部門及び外部監査人と定期的に情報・意見を交換する機会を確保する。
  - (2) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、監査役より監査に必要な費用を確認し予算計上することにより、その費用を負担する。
  - (3) 監査役は、当社及び子会社の各種会議体及び取締役会に出席し、取締役及び使用人に対して職務執行状況の確認及び説明を受けることができる。